

利用権設定等申出書(利用権の設定等をする者)

平成 年 月 日

八雲町長 様

住所  
氏名 印  
職業

対象土地について、賃借権の設定をしたいので農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定により申し出ます。

記

1. 利用権の設定等しようとする土地の表示及びその状況

番号	所在・地番	地目	面積 (㎡)	10a当 り普通 収穫高	利用状況	所有者	利用者	
		公簿 現況					氏名	権原
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
合計 面積 (㎡)	農地 採草放牧地 混牧林地 農業用施設用地 未墾地等		上記土地について使用収益する権利を有する者 (所有者及び利用者を除く)の有無 (有・無)					

2. 利用権の設定等しようとする理由

3. 利用権の設定等しようとする条件等

法律関係	希望価額	希望期間	その他の条件
賃貸借	10a当たり ( ) 円	年間	
	総額 ( ) 円		

4. 所有地及び経営地

	区分	農地(㎡)	採草放牧地(㎡)	合計(㎡)
所有地	①自作地			
	貸付地			
	不耕作地			
借入地	②小作地			
	③その他耕作地			
	不耕作地			
経営地合計(①+②+③)				

5. 世帯員の労働力

氏名	続柄	性別	年齢	職業	農作業従事日数

6. 現に設定されている利用権の内容等(利用権の設定等しようとする土地に限る。)

土地の表示 (番号で記入)	面積 (㎡)	権限者		利用権 の種類	期間	借賃 (円)
		住所	氏名			

利用権設定等申出書（利用権の設定等を受ける者）

平成 年 月 日

八雲町長 様

住 所  
氏 名 印

対象土地について、賃借権の設定を受けたいので農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定により申し出ます。

記

1. 利用権の設定等を受けようとする土地の地区・面積及び利用目的

地区名		面積	ha	利用権の設定等を受けた後の土地の利用目的		10a当りの希望価額	円
-----	--	----	----	----------------------	--	------------	---

土地の表示及びその状況（希望する土地がある場合に記入する。）

番号	所在・地番	地目		面積 (㎡)	10a当り普通 収穫高	利用状況	所 有 者	利 用 者		利用権の設定等を受けた後の土地の利用目的					
		公簿	現況					氏 名	権 原	農 地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
合計面積	農 地		㎡	採草放牧地		㎡	混牧林地		㎡	農業用施設用地		㎡	未墾地等		㎡

2. 利用権の設定等を受けようとする理由

3. 利用権の設定等を受けようとする条件等

法律関係	希望価額	希望期間	その他の条件
賃 貸 借	10a当たり ( ) 円	年間	
	総 額 ( ) 円		

4. 資金計画

自己資金	農地等取得資金	未墾地取得資金	農地等買入資金	
円	円	円	円	円

別記第2号様式の2

5. 所有地及び経営地（所有権移転を希望する場合には経営地の明細を添付すること。）

区 分		農 地 (㎡)	採草放牧地(㎡)	合 計 (㎡)
所有地	① 自作地			
	貸付地			
	不耕作地			
借入地	② 小作地			
	③ その他の耕作地			
	不耕作地			
経営地合計(①+②+③)				
備 考				

6. 労働力

(イ) 構成員の労働力

氏 名	続 柄	性別	年 齢	農作業従事日数

(ロ) 雇用労働力

農作業名	延日数

7. 大農機具

種 類	型 式	数 量	種 類	型 式	数 量

8. 施 設

施 設 名	型 式	数 量	施 設 名	型 式	数 量

9. 家 畜 等

種 類	数 量	種 類	数 量

10. 現に設定されている利用権の内容等

(利用権の設定等を受けようとする土地に限る。)

土地の表示 (番号で記入)	面 積 (㎡)	貸 主		利用権 の種類	期 間	借 賃
		住 所	氏 名			

第1 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

1. 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)		氏名		住所		同意印							
	利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)		氏名		住所		同意印							
利用権を設定する土地 (C)			設定する利用権 (D)				利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等 (F)				備考			
所在地番	現況地目	面積 (㎡)	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃 年額計 円	借賃の支払方法	住所	氏名又は名称		権原の種類	同意印	
								毎年12月末日 までB名義口座へ振込み						

( 筆)

## 第 1 利用権設定関係

### 2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

#### (2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

#### (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

#### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ町に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

#### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

#### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

#### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から10日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき町が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

#### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 解除条件付賃借の場合の追加次項

① 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

② 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に八雲町長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めることにより報告しなければならない。

③ 八雲町長による勧告

八雲町長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

④ 八雲町長による農用地利用集積計画の取消

八雲町長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

⑤ 賃借が終了した場合の原状回復

賃借が終了したときは、乙は、その終了日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失の生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

⑥ 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により賃借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(11) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、及び町が協議して定める。

